

介護福祉議員連盟・外国人材交流推進議員連盟合同会議

次 第

平成 24 年 3 月 6 日（火）13:30 より
自由民主党本部 701号室

一、開 会

一、挨拶

介護福祉議員連盟 森 喜朗 会長

外国人材交流推進議員連盟 中川 秀直 会長

一、議 題

1/29 介護福祉士国家試験に臨んで

インドネシア介護福祉士候補者より

一、質 疑

一、その他

●出席者

インドネシア介護福祉士候補者

- フィトリ・ワフュニングシー（特養・水明荘）
ポピ・アルフィアトゥロフマー（特養・光風園）
アスリ・フジアンティ・サエラン（特養・サンライフ彦坂）
ワヒューディン（老健・ジャンボ緑風会）
アリフ・バスミン（特養・緑風荘）

柴山 義明（特養・緑風荘施設長）

厚生労働省

- 山崎 史郎 社会・援護局長
定塚 由美子 社会・援護局福祉基盤課長
佐々木 裕介 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長
深沢 典宏 老健局高齢者支援課長
弓 信幸 職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室長

外務省

- 梅田 邦夫 アジア大洋州局南部アジア部長
山本 敏生 アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課長

法務省

- 丸山 秀治 入国管理局参事官
藤谷 聡 入国管理局係長

**経済連携協定(EPA)に基づく
外国人介護福祉士候補者の受入れについて**

平成24年3月6日

厚生労働省社会・援護局

経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ(概要)

- 1. 目的**
 - ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
 - ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
- 2. 受入れ国** ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
- 3. 受入れ人数**
 - ・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人
 - ・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人
 - ・平成22年度実績: インドネシア人候補者77人、フィリピン人候補者82人
 - ・平成23年度実績: インドネシア人候補者58人、フィリピン人候補者61人
- 4. 在留期間**
 - ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
 - ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
 - ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
- 5. 要件**
 - ・候補者 … 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士認定者
 - ・受入施設 …
 - ①定員30名以上の介護施設であること
 - ②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと
 - ③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること
 - ④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと
 - ⑤適切な研修体制を確保すること 等(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)

EPA候補者の介護福祉士国家試験の受験について

1 第24回介護福祉士国家試験の実施について

- 本年度の介護福祉士国家試験より、EPA候補者が初めて受験

EPA候補者受験者数 計95名

- ・ EPA介護福祉士候補者（インドネシア20年度入国者）94名
（うち実技免除者（筆記試験のみ）80名、実技試験必要者14名）
- ・ EPA介護福祉士候補者（フィリピン21年度入国者）1名（実技試験必要者）

※1 インドネシア入国者数104名（10名は雇用契約終了）。雇用契約中の者は、全員受験

※2 フィリピンの1名はEPAによる来日前に国内の就業期間があり、3年間の実務経験を満たしている者

（参考）本年度介護福祉士国家試験受験者数 137,961名

2 合格発表までのスケジュール

- 筆記試験 1月29日（日）28都道府県で実施
- 実技試験受験案内 2月17日（金）発送
- 実技試験 3月4日（日）12都道府県で実施
- 合格発表 3月28日（水）13時（一般受験者と同様、実技試験免除者を含め合否発表）

3 EPA候補者への配慮

- 試験問題における難解な用語等に配慮（昨年度より実施）

※ 難しい漢字へのふりがなの付記や、疾病名への英語併記等

- 試験地を各都道府県1会場において、一般の受験者と別室にて受験
（試験の事前説明の丁寧な対応のため）

これまで介護福祉士候補者に対して講じた主な施策

＜日本語研修・介護導入研修の実施＞

訪日前日本語研修：インドネシア6か月間、フィリピン3か月間（平成23年度～）

訪日後6か月間の日本語研修、1週間程度の介護導入研修を実施

＜候補者に対する学習支援＞

候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用を補助【候補者1人当たり23.5万円以内】

（日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等の費用）

日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修

介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）

＜国家試験の用語の見直し＞

昨年の試験から、難解な漢字へのふりがな付記、疾病名への英語の併記、

国際的な略語等の英語の付記、外国人名への原語の併記

＜滞在期間の延長＞

一定の条件を満たす候補者の滞在期間を1年に限り延長（平成23年3月11日閣議決定）

介護福祉士候補者に係る職員等の配置の基準の取扱いについて

- 現在、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、この結果、職員等の配置の基準の算定対象とされていない。
- この「受入指針告示」を改正し、候補者を職員等の配置の基準上の算定対象に一部含めることにしたい。

1. 配置基準への算定の可否（※）

- (1) 夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できることにする。
- (2) 候補者を除いて職員の基本の配置基準(例:特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員:利用者=1:3の基準・夜勤の基本の配置基準)を満たすことは、引き続き受入施設の要件とする。

2. 対象者

- 以下の①又は②を満たす候補者を、上記1(1)の算定対象とする。

- ① 受入施設での就労開始日から雇用契約が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(※) 考え方:研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。

一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入できることにする。

- 今回の見直しの後、概ね半年を目途に、EPA介護福祉士候補者の受入施設における夜勤状況、候補者のコミュニケーションの状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見直しを検討する。

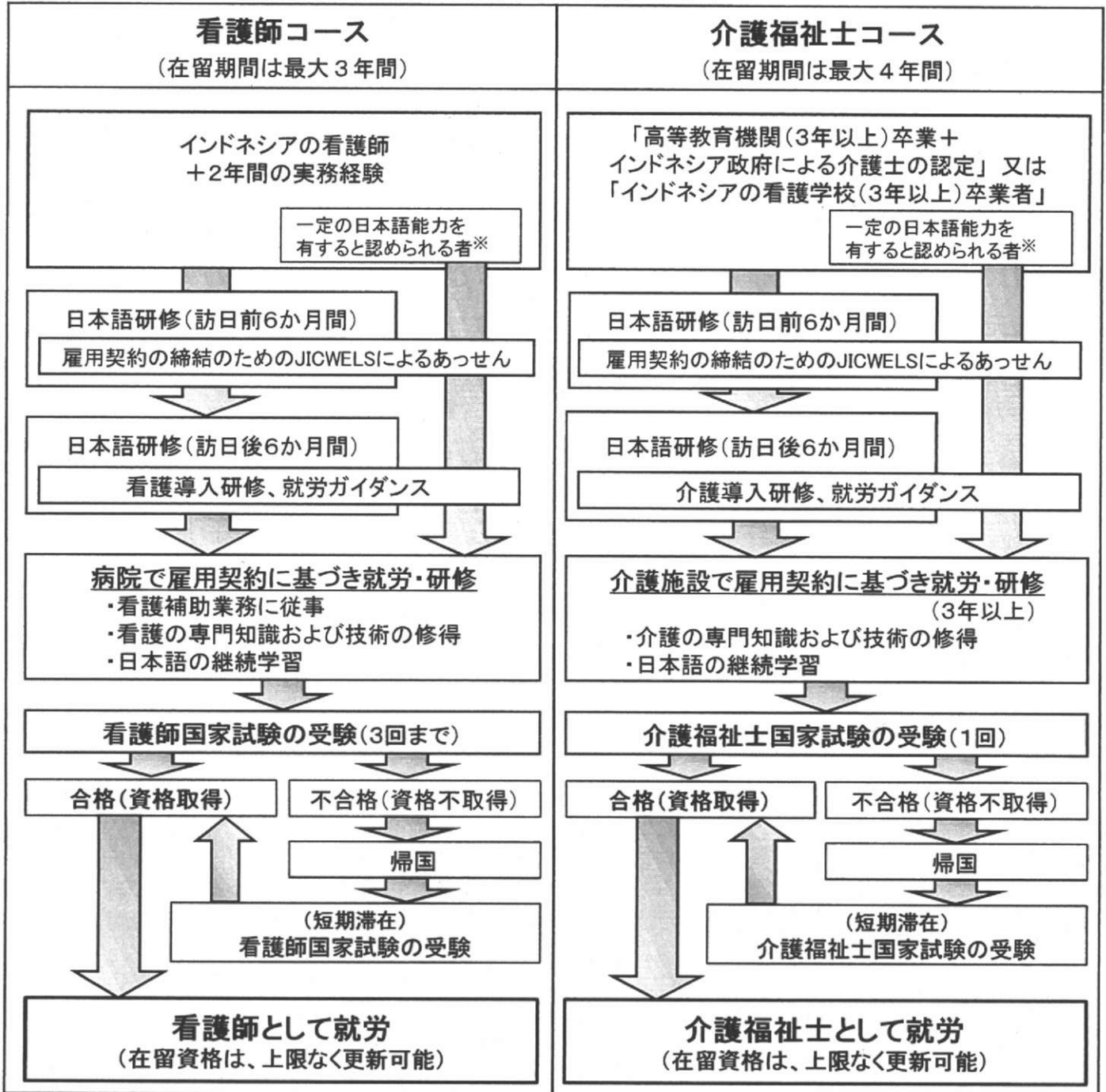
経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）が入国。平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計7人(看護0人、介護7人))

(注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

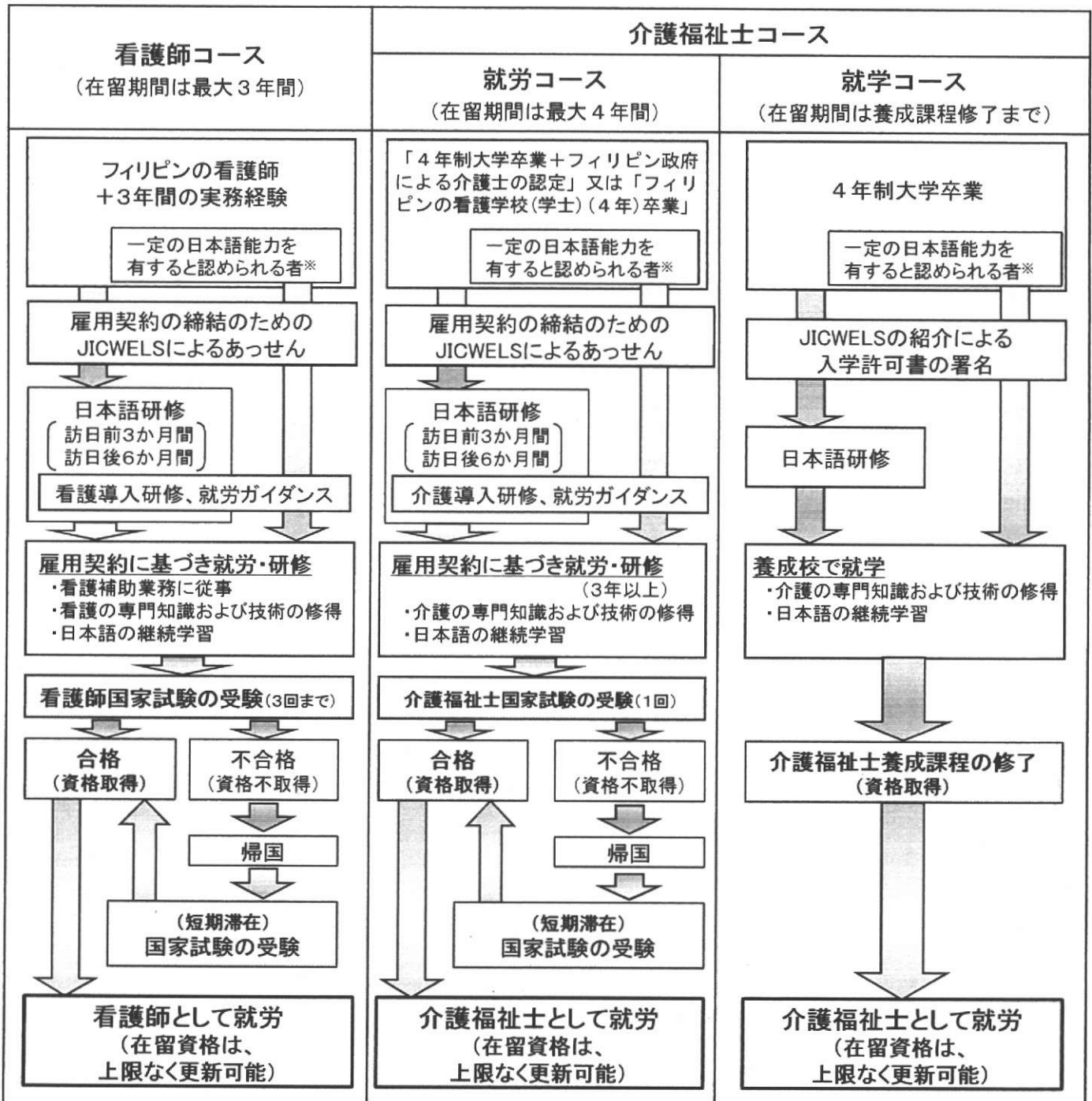
経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））、
平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））、
平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））が入国。
平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計13人(看護0人、介護13人))

(注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

EPA介護福祉士候補者、「一部」加算算定・配置基準対象に…

EPA 制度、止めてはならぬ！

人員配置基準算入に向け、見直し案に現場実態訴える！

…半年目途、さらなる見直し検討を取りつける

EPA介護福祉士候補者(以下、EPA候補者)の指定基準・報酬算定基準における取扱いについて、厚生労働省社会・援護局より案が示された。

これまでEPA候補者の受入れについては、その高い専門性と可能性から一層の促進が望まれる一方、人員配置基準に含まれないことが大きな障壁となり、受入れ側にニーズがあっても手があげられない状態が続いていた。

また、送り出し国であるクルス労働雇用次官(フィリピン)や、ジュンフル派遣保護庁長官(インドネシア)からも、制度の在り方や日本の関係省庁の姿勢について、「これは国による差別でないか」と強い不満と不信感が寄せられているなど、介護分野における初の外国人材受入れと注目されたEPA締結当初からほど遠い制度となっている。

全国老協はこれに対し、①介護は業務独占ではなく、日本人職員であれば誰でも基準配置職員として算定できること、②同じEPAでもフィリピンの就学コースの候補者は、介護施設でアルバイトをした場合、基準配置職員に配置できることなど、就労コースの候補者も同様に基準配置職員に認めるべきだと、制度発足以来4年に渡って再三申し入れを続けてきた。

これに対し、2月8日に厚労省より改正案の説明がなされた。

当初案

EPA介護福祉士候補者の指定基準・報酬算定基準上の取扱いについて(案)

平成24年2月

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
老健局高齢者支援課

対応案

○ 受入指針告示を改正し、候補者を指定基準・報酬算定基準上の「介護職員」の算定対象に一部含めることとする。

1. 配置基準への算定の可否

(1) 夜勤等に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できることとする。

(考え方)日本人や外国人留学生、就学コースの候補者が、アルバイトを含め施設との雇用関係があれば配置基準上「介護職員」に算定されていることとの不均衡を解消。施設との雇用関係に基づき就労していることを評価し、

- ・夜勤加算等については、候補者以外の職員の配置を確保した上で、
 - ・昼間ユニット等については、他ユニット等の候補者以外の職員や常勤のユニットリーダー等の施設内への配置を確保した上で、
- ローテーション上、候補者の配置を可能とする。

(2) 候補者を除いて介護職員の基本の配置基準(例:特別養護老人ホーム等での職員:利用者=1:3の基準)を満たすことは、引き続き受入施設の要件とする。

(考え方)研修施設の質の確保の観点から、候補者以外の介護職員で施設の人員最低基準を満たすことが必要。

2. 対象者

● 以下の①又は②を満たす候補者を、「介護職員」の配置基準の算定対象とすることとする。

- ① 受入施設での就労経験が1年に達した者
- ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(考え方)・受入施設での1年の就労経験を通じ、実務における日本語でのコミュニケーション能力・高齢者介護技術等の向上が一定程度、図られているものと推定。

- ・日本語能力試験N2は「日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる」レベルであり、N2以上の保有者は、日本語での一定程度のコミュニケーション能力を有する。

2月8日の厚労省(案)では、一定の条件を満たした者については、夜勤加算及び昼間ユニット単位での配置基準に限り算入できるというもので、あくまでも「研修生」としての位置づけは変えないものであった。

介護報酬の絡む「夜勤職員配置加算」を認めて、受入れ事業者支援を強調した説明ではある

が、通常の特養（特に、EPAの候補者を受け入れる先進的な施設）の場合は、夜勤加算はすでに取得しており、現状を打開するものではない。

また、今回の見直しは、加算対象となる候補者についても、①受入れ施設での就労経験が1年に達した者、②日本語能力検定N2以上を保有している者と要件付けているにも関わらず、施設運営に必要な職員数には従来同様含まない「研修生」としての位置づけは変えないもので、EPA候補者個々の能力を評価するものではない。また、配置基準にカウントできない候補者らを介護福祉士国家試験の受験要件である「実務経験3年」にカウントする矛盾を解決するものになっていない。

■行動の老施協…矛盾だらけの制度を指摘する！

現在EPA候補者を受入れている施設については、人材育成・協同介護実践のシンボルとして一定の資質が求められており当然、3:1の基準を満たしているが、当初案ではその趣旨が理解されておらず、膠着状態を打開するものではないことから、中村博彦全国老施協常任顧問（参議院議員）、熊谷和正常務理事が、介護福祉議員連盟（会長：森喜朗）や外国人材交流推進議員連盟（会長：中川秀直）の議員各位にご尽力いただき、2月9日（木）には、山崎史郎社会・援護局長や政府、厚生労働省側に対し、矛盾したEPA制度の見直しを強く求めた。

その結果、2月14日（火）山崎社会・援護局長から見直し案・修正案について説明を受ける。

見直し案

EPA介護福祉士候補者の指定基準・報酬算定基準上の取扱いについて(案)

- 現在、EPA介護福祉士候補者については、「受入指針告示」により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、この結果、介護保険の指定基準・報酬算定基準の算定対象とされていない。
- この「受入指針告示」を改正し、候補者を指定基準・報酬算定基準上の「介護職員」の算定対象に一部含めることにしたい。

1. 配置基準への算定の可否（※）

- (1) 夜勤に係る加算及び昼間のユニット単位での配置基準等については、算入できることにする。
- (2) 候補者を除いて介護職員の基本の配置基準（例：特別養護老人ホーム等での職員：利用者＝1:3の基準・夜勤の基本の配置基準（2ユニットごとに1人等）を満たすことは、引き続き受入施設の要件とする。

2. 対象者

- 以下の①又は②を満たす候補者を、上記1(1)の算定対象とする。
 - ① 受入施設での就労経験が1年に達した者
 - ② 日本語能力試験N2以上を保有している者

(※) 考え方：研修施設としての質の確保の観点から、候補者以外で施設の人員最低基準を満たすことが必要。
一方で、候補者が施設との雇用関係に基づき勤務していることを評価し、夜勤加算基準等へ算入できることにする。

しかし、山崎社会・援護局長から、提示された上記の見直し案は、依然として文言の上での調整に過ぎず、見直しに至るものではなかったため、2月15日（水）には、小宮山洋子厚労相に、2月16日（木）には、山崎社会・援護局長に対し、再度強く訴えた。

また、中村常任顧問、熊谷常務理事は、「不十分な見直しが阻害要因となり、EPA制度そのものの破綻につながる」と課題を指摘。4年間に渡る発信の繰り返しの結果、はじめての見直しとなるこの機会について、制度発展の礎となるよう求めた。

■半年目途…さらなる見直し検討を取り付ける！

結果として、2月16日(木)定塚福祉基盤課長より「今回の見直し後、概ね半年を目途に受入施設による夜勤状況、候補者のコミュニケーション状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見直しを検討する」旨の文言を通知に記載することで決着をした。



最終！
半年目処に

平成24年2月16日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

EPA介護福祉士候補者の指定基準・報酬算定基準の扱い

以下の内容を、改正告示の施行通知に記載することとする。

- 今回の見直しの後、概ね半年を目途に、EPA介護福祉士候補者の受入施設における夜勤状況、候補者のコミュニケーションの状況、受入意向等の実態を把握・分析した上で、必要に応じて見直しを検討する。

現在でも介護事業所の過半数では、介護人材不足という危機的状況の中にあります。2025年には、団塊世代が後期高齢世代に突入し、255万人もの介護人材が必要といわれます。

アジア全体が高齢化するなかで、質の高い有能な人材の確保とグローバル化が、アジアを牽引する日本に求められています。

介護現場では高い専門性を持つ外国人材との協同が不可欠です。

科学的介護の担い手として、新たな福祉実践へのインセンティブとして、EPA制度を守り、育てていかなければなりません。

開かれた日本、魅力ある制度の実現に向け、引き続き発信をお願いします。

全国老施協常任顧問/参議院議員 **中村博彦**



人材確保ニュース
2012.2.27 発行

発行 全国老人福祉施設協議会・福祉人材対策委員会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 2 階

Tel.03-5211-7700 Fax.03-5211-7705

Mail. js.jimukyoku@roushikyo.or.jp HP. <http://www.roushikyo.or.jp/>

発行所 読賣新聞東京本社 〒104-8243 東京都中央区銀座6-17-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

研修外国人も「介護職員」

施設の報酬加算 受け入れ促進

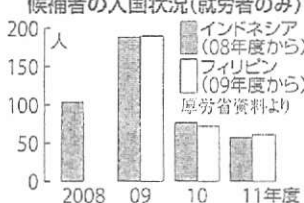
厚労省4月から

経済連携協定(EPA)に基づき、インドネシアとフィリピンから来日した介護福祉士候補者について、厚生労働省は14日、研修の場となっている施設の経営支援に乗り出す方針を決めた。候補者を介護職員とみなし、介護報酬を上乗せして請求することを認める。外国人の受け入れ促進を狙いで、4月実施の予定だ。

介護福祉士候補者は現在、両国の計約680人が介護施設で働きながら、国家試験合格を目指している。施設は日本人職員と同額以上の賃金を支払うことを義務付けられているが、候補者は介護職員とみなされず、介護報酬に全く反映されない。「施設の経済的な負担が重い」などの声が強く、候補者への求人は減少傾向だ。一方、相手国は受け入れの増員を求めており、政府が対策を検討していた。

見直し案は、夜間に職員を多く配置し、手厚い介護をした場合の報酬を上乗せする仕組みについて、候補者も職員として数えることができるようにする。入居者50人の特別養護老人ホームの場合、一晩で

▼EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の入国状況(就労者のみ)



経済連携協定 特定国間で人的交流も含めた経済交流を行う協定。日本は、インドネシアから791人、フィリピンから569人の看護師・介護福祉士候補者を受け入れている。両国の19人が看護師国家試験に合格したが、昨年の合格率は4.0%で、帰国するケースも多い。

1万円程度が加算される。ただし、施設運営に必要な職員数に候補者を含めることは従来通り認めず、研修生としての位置づけは変えない。

さらに、適切な介護には日本語でのコミュニケーションが求められる。本語能力試験で一定レベルの成績を上げていることなどを条件としている。介護福祉士候補者は先月、95人が初めて国家試験を受験。3月28日に合格発表が行われる。

施設の採用意欲 支援策で刺激へ

EPAの開始時、介護福祉士候補者の採用に積極的な介護施設も多かった。だが、同時に受け入れた看護師候補者の国家試験合格率は極めて低く、介護福祉士についても「合格できるのか」との懸念が広まった。その上、人件費などの負担が施設にのしかかり、求人数は減少。入国者数も最盛期の3分の1以下に落ちた。

施設の採用意欲を刺激する今回の見直し案は、受け入れを推進する効果的な支援策として期待される。現在140万人の介護職員は、団塊世代が75歳になる2025年には、さらに

90万人以上が必要となる。労働力人口が減少する中、介護人材をどう確保するのかが、外国人も活躍できる環境作りが前進しそうだ。(社会保障部 野口博文)

「研修生」としての位置づけを変えずに、受け入れ事業者支援を強調。

介護報酬の絡む「夜勤職員配置加算」に着目。

基本の夜勤職員には含めず、加算のみ認める。(夜間に職員を多く配置し、手厚い介護)

(施設側が増収となるような説明がされているが、夜勤職員配置加算は、現状でも特養：78%・老健：82%が取得しており、EPA受入施設では、当然取得しており、今回の措置で増加することはない。)

50人施設の場合1万円

夜勤職員配置加算 (I) イ「従来型特養定員50人」22単位

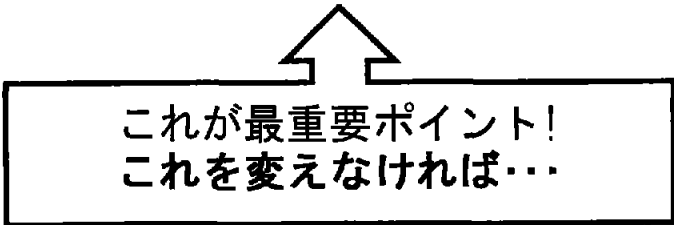
22単位×10円×50人=11,000円

※ 通常の特養の場合には、夜勤者を増員せずに、早出(例：早朝6時頃から勤務)・遅出の者(例：夜9時頃まで勤務)を増員して、夜勤に必要な時間数を確保して、加算を請求している。

1名増員しているケースは少ない。今回の措置では、早出・遅出に介護福祉士候補者の勤務を入れて、夜勤加算カウントの合計に入れられるだけ。

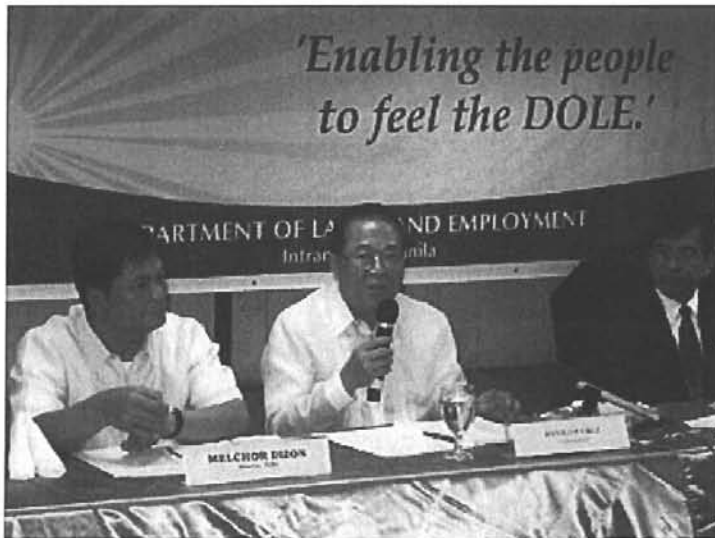
※ ユニット型の基準「日中に1ユニットに1名の介護職員配置」は、介護報酬に絡まず、ユニット型特養の関係者しかわからない。現実的には、職員配置のローテーション作成時の注意事項が減るだけ。

- ・同等以上の賃金の支払い(これは経済的負担の説明としているが、逆に受け入れ条件の厳しさを強調)
- ・施設運営に必要な職員数に候補者を含めることは従来通り認めず、研修生としての位置づけは変えない。



これが最重要ポイント!
これを変えなければ...

比日EPA 交渉参加のクルス労働雇用次官、看護師・介護士試験実施状況に強い不満を表明



比日EPAの実施状況に不満を表明するクルス次官（中央）＝19日正午すぎ、首都圏マニラ市イントラムロスで写真

比日経済連携協定（EPA）に基づく比人看護師・介護福祉士の日本派遣事業に関し、日本政府との交渉に携わったクルス労働雇用次官は19日、同事業の実施状況に対し強い不満を表明した。

首都圏マニラ市イントラムロスの労働雇用省で記者会見したクルス次官は、①求人数の少なさ②国家試験の難解さの2点を問題として挙げ、「期待していた状況と異なり、不満を抱いている」と発言した。

特に、国家試験については、日本人でも難しい漢字が含まれており、渡日後の6カ月研修では不十分と指摘。10年2月に比人看護師1人が合格したことについて「非常に驚いた」と述べ、「資格を持ち、日本に永住して勤務する比人看護師が欲しいのなら、外国人専用の国家試験制度を作るべきだ」と訴えた。

また、4年目を迎える12年度の求人についても、「日本の経済危機状況は理解しているが、日本政府には、比人看護師、介護福祉士の求人が増えるよう施設側にもっと働きかけてほしい」と話した。

一方、日本政府はEPAに基づき2008年に初渡日したインドネシア人看護師候補者の在留期間を1年延長する方針を固めたと一部で報道されたが、クルス次官は、「希望者の有無による」と前置きした上で、「国家試験合格のためだけに日本に滞在し続けるのは、比人候補者らのキャリアに悪影響を及ぼす」とし、基本的には在留期間延長を要請しない方針を明らかにした。

日本政府は、当初2年間の受け入れ人数最大枠を1000人（看護師400人、介護福祉士600人）としていたが、求人数は2009年度が429人、10年度は162人、11年度も187人ととどまった。実際の受け入れ実績も、2年間で計438人と、最大枠の半数に満たなかった。

同様にEPAで看護師・介護福祉士が派遣されているインドネシア人も含め、10年までの国家試験合格者は3人。難解な漢字を含む医療用語が大きな壁となっている。

11年度からは、日本政府の経費負担で、新たに渡日前の日本語研修（2～3カ月）実施が決まっている。

外国人介護福祉士候補者について

【EPAによる外国人介護福祉士候補者受入れ】

「人材開国」を大胆に進めるべき！・・・介護人材枯渇が始まっている。日本は困ることに・・・
★アジアの人材獲得競争は激化しています。

優れた人材確保には、EPAの全面見直しが必要！

モチベーションの高い有能な人材の確保とグローバル化こそが、近未来のアジアにおける高齢化を支える日本のリーダーシップともなります。

「日本の現場では外国人看護・介護職を必要としていない」と喧伝する動きがありますが、私たちが求めているのは、絶対的な人材不足にあって、「日本の介護・看護を職業として選び」、「日本人との共同介護を目指す」グローバル人材の確保と育成です！

インドネシア・フィリピンに続きベトナムが始まります！

・・・EPAの「高すぎる壁」を、今すぐ改善すべき介護に従事しながら、「基準配置職員」として算定できない

・・・不当な差別要件の撤廃を

日本人と同等の労働条件・賃金で契約し、就労していながら「研修生だから」という理由で、介護報酬請求上の算定職員として認められていない。

*国家試験は内外格差無し、労働条件は日本人と同一・・・しかし、配置職員では「員数外」の差別

*看護師候補者の場合、診療報酬請求上の看護助手として算定

厚生労働省告示第三百十二号 ☆受入れ施設の要件

第二-二-3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件
(2) 介護職員の員数(就労するインドネシア人介護福祉士候補者を除く。)が法令に基づく職員等の配置基準を満たすこと。

特養ホームの人員基準

入所者3人：介護・看護職1人

勤務ローテーションに組み込むことができない...

常に員数外の扱い

無資格であっても日本人、日系外国人介護職なら誰でもカウントできる。

あまりにも不当な差別...

受入れ拡大の **最大のネック**

候補者
II
研修生
(政府答弁)
しかし候補者は
労働契約に基づく
「労働者」です！

- ・ユニットに日中1人で置けない。
- ・常勤換算できない。
- ・勤務ローテーションに入れば職員の休暇計画にも反映できる

etc.

実務経験は、「従事した期間・日数」が3年以上となる。

「従事」：業務分掌上、介護等の業務を行うことが明記されているもの。

中村博彦議員が指摘したEPA介護福祉士候補者に対する人員基準問題について

1 就労コースのEPA介護福祉士候補者（以下「候補者」）については、介護福祉士国家試験の受験のために、受け入れ施設において就労しながら、研修するという立場であるため、適切な受け入れ施設の研修を確保できるように、受け入れ施設の基準として、「就労する候補者を除いた上で、法令に基づく職員等の配置基準を満たすこと」をその要件の一つとしており（平成20年厚生労働省告示第312号、第509号）、この結果、就労コースの候補者は、就労先施設の人員配置基準に算入されないこととなっています。

- ①受け入れ施設の「要件」とは・・・「人員基準等の要件を満たしている」ことを事前審査するものであり、当然、「EPA 候補者を含まず3対1要件を満たす」ことを想定している。
- ②介護報酬上の人員換算は、運営基準等に基づく日常的な配置体制であり、EPA 候補者は研修時間等に配慮しながら勤務ローテーションに組み込むものである。
- ③上記を踏まえ、①の要件をクリアした施設について、②運用上の解釈を示すことが必要。

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成20年11月6日：厚生労働省告示509号）

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年十一月六日法務省告示第五百六号）

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受け入れ施設の要件

(2) 介護職員の員数（就労するフィリピン人介護福祉士候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

*厚生労働省告示

第三 フィリピン人看護師等及びこれらの受け入れ機関に関する事項

二 フィリピン人就労介護福祉士候補者及びその受け入れ機関
2 受け入れ機関

(四) 雇用受け入れ施設がフィリピン厚生労働省告示第二の二の3に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の二の4に定める要件を満たしていること。

*法務省告示

就学コースの候補者のアルバイトは、就労コースにおける就労を通じた研修と性格が異なるため、候補者の受け入れ先の適切な研修を確保するための要件（「候補者を除いて、法令に基づく職員等の配置基準を満たす」という要件）をアルバイト先の要件としておりません。

このため、就学コースの候補者が介護施設でアルバイトした場合、その介護施設の人員配置基準には算入されることとなっております。

*定塚由美子 社会援護局福祉基盤課長の回答（人員基準）

EPAに基づく介護福祉士候補者でも、施設での就労は人員にカウントできず、就学コースの学生アルバイトはカウントされる。おかしいと思いませんか！

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

平成24年2月1日現在
(単位:人)

インドネシア		入国者数	候補者		合格者
			就労・研修中の人数 (※1)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	
20年度	看護	104	27	62	15
	介護	104	94	10	-
21年度	看護	173	154	17	2
	介護	189	174	15	-
22年度	看護	39	36	3	0
	介護	77	74	3	-
23年度	看護	47	47	0	-
	介護	58	58	0	-

フィリピン		入国者数	候補者		合格者
			就労・研修中の人数 (※1, 5)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	
21年度	看護	93	62	29	2
	介護(就労)	190	156	34	-
22年度	看護	46	42	4	0
	介護(就労)	72	63	9	-
23年度	看護	70	69	1	-
	介護(就労)	61	61	0	-
21年度	介護(就学)	27	22	5	-
22年度	介護(就学)	10	10	0	-
23年度	介護(就学)	-	-	-	-

合計		入国者数	候補者		合格者
			就労・研修中の人数 (※1, 5)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)	
インドネシア	看護	363	264	82	17
	介護	428	400	28	-
フィリピン	看護	209	173	34	2
	介護(就労)	323	280	43	-
	介護(就学)	37	32	5	-
インドネシア合計		791	664	110	17
フィリピン合計		569	485	82	2
看護合計		572	437	116	19
介護合計(就学含む)		788	712	76	-
合計(就学含む)		1360	1149	192	19
合計(就学除く)		1323	1117	187	19

合格者	累計人数	就労中の人数(※7)	雇用契約・就学終了・帰 国者数(※1, 2, 3, 4)
看護師(※7)	19	18	1

※1 国家試験合格前(就学コースにあっては国家資格取得前)の候補者の人数。

※2 雇用契約終了日(雇用契約終了のしるしをとる前に本帰国した場合は帰国日(注:一時帰国中に雇用契約が終了された場合は雇用契約終了日))を以て、雇用契約終了・帰国者数に計上している。

※3 一時帰国の場合、雇用契約終了・帰国者数には含めていない(引き続き就労・研修中(就学コースにあっては就学中、資格取得者にあっては就労中)とみなしている)。

※4 雇用契約終了報告書が雇用契約終了後に提出されることや、雇用契約終了報告書に記載された雇用契約終了の予定の変更があり得るため、人数は今後増減があり得る。

※5 「介護(就学)」については就学中の候補者の人数。

※6 免許の交付時点ではなく、合否結果の発表時点を以て計上している。

※7 特定活動(EPA)の在留資格により看護師として就労中の人数。

第24回介護福祉士国家試験問題（抜粋）

【介護の基本】

問題 29 介護サービスにおける個人情報の保護に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 個人情報には映像や顔写真は含まれない。
- 2 介護福祉士が個人情報を守秘しなければならない期間は、業務に従事する期間に限られる。
- 3 同一事業所内では匿名化せずにカンファレンスができる。
- 4 本人から個人情報の開示を求められた場合、いかなる場合も開示しなければならない。
- 5 保険会社からの健康状態の問い合わせには、本人の同意を得ずに伝えることができる。

【生活支援技術】

問題 58 ベンジンで処理するしみの種類として、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 チョコレート
- 2 コーヒー
- 3 果汁
- 4 しょうゆ
- 5 血液

【発達と老化の理解】

問題 72 かゆみを伴うことが通常見られない疾患として、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 糖尿病(diabetes mellitus)
- 2 心疾患(heart disease)
- 3 慢性腎不全(chronic renal failure)
- 4 肝疾患(liver disease)
- 5 胆道疾患(biliary tract disease)

【認知症の理解】

問題 84 Dさん(80歳、女性)は、数年前から物忘れが多くなっている。一人息子は遠方におり、長く夫と二人暮らしをしていた。半年前に夫が亡くなり、現在のDさんは、夫が亡くなったことを嘆いていたかと思うと、別の日には夫が帰ってこないと心配して、近所を歩き回るといった状況である。今回、グループホームに入所することになった。

入所後の生活支援として、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 たびたび面会に来るよう息子に連絡する。
- 2 夫の位牌や仏壇は息子に預かってもらう。
- 3 1人にならないよう、常に見守る。
- 4 家具の配置は掃除のしやすさを優先する。
- 5 家事等に参加できる機会をつくり、役割をみつける。

第 24 回介護福祉士国家試験問題 (抜粋)

【障害の理解】

問題 93 高次脳機能障害 (higher brain dysfunction) の種類と症状に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 遂行機能障害のため、日常生活や仕事の内容を計画して実行できない。
- 2 半側空間無視のため、歯ブラシの使い方が分からない。
- 3 社会的行動障害のため、字の読み書きができない。
- 4 失行のため、同時に二つ以上のことに気配りできない。
- 5 注意障害のため、突然興奮したり、怒り出す。

【障害の理解】

問題 95 広汎性発達障害 (pervasive developmental disorder) の特性として、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 親の育て方による障害
- 2 本人の努力不足による障害
- 3 その症状が通常成人期以降に発現する障害
- 4 コミュニケーションの障害
- 5 廃用症候群 (disuse syndrome) による障害

【こころとからだのしくみ】

問題 106 42 度以上の高温による入浴が身体に与える影響として、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 心拍数が減少する。
- 2 血圧が低下する。
- 3 筋肉が収縮する。
- 4 腸の動きが活発になる。
- 5 腎臓の働きが促進される。